

1) 給与に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。

指導事項 5件（給与5）

扶養手当について、次のとおり不備があった。

ア 支給額が改定されたいが、扶養親族認定簿による認定・確認が行われていなかった。

イ 認定対象とならない者を認定しており、過大に支給されているものがあった。

ウ 扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。

エ 扶養親族届の認定欄に取扱者、認定者の押印のないものがあった。

②通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものに印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないもの、決定者の押印のないものがあった。

③週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が3~8時間45分を超えた部分について、勤務1時間あたりの給与額に25／100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。

④現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたものがあつた。

⑤児童手当について、児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていないかった。

(注記事項)

1件(給与1)

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年1月12日、令和3年1月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年1月12日、令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鰐沢警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件(契約1)
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	なし
監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(契約1)
1) 警察署の財務審査は署内のみで行われているが、消耗品の支出において、誤った債権者に支払われ正不当な債権者への支払いが遅延したものがあった。	
(注意事項)	なし
監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年1月13日、12月18日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(支出1)
1) 秋山駅在所の分電盤に上野原市消防署秋山出張所車庫の電気配線が接続されており、支払う必要のない電気料が支払っていた。	
(注意事項)	なし

第2 令和2年度の定例監査の実施状況

令和2年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和2年11月30日発行(山梨県公報号外第50号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和2年度の定例監査対象機関数は、262機関で、前年度と比べ2機関増加している。

監査箇所	本庁	かわい	その他の機関	計
知事政策司	5	2		7
スポーツ振興司	2			2
県民生活部	5	6	1	12
リニア交通局	3	1		4
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
森林環境部	9	6		15
産業労働部	5	6		11
観光文化部	5	5	1	11
農政部	9	13		22
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	8	47		55
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合 計	125	135	2	262

※参考 令和元年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かわい	その他の機関	計
合 計	125	133	2	260

2 監査の結果

令和2年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1		1			3		1		2	3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項	4		4	6	1	13		11			39
合 計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						3		1		2	4
指導事項		60	2	27	13	22	17	1	7		149
注意事項		2	11	12	10	4	26	1	8		74
合 計	0	62	13	39	23	29	43	2	16	0	227

令和2年度と令和元年度との対比(A-B)											
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1				▲3		▲1		2	▲1	
指導事項	1	▲1	4	4	▲1	▲5	▲11		17		8
注意事項	2	▲11	▲8	▲4	▲3	▲13	▲1		3	▲35	
合 計	1	2	▲7	▲4	▲5	▲11	▲24	▲1	19	2	▲28

第3 令和2年度定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次とおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されることとに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

業務委託契約に係る事務処理については、山梨県財務規則等に基づき行われるべきところ、令和元年度の定例監査においては、履行確認が十分に行われていなかったものや契約書の記載内容に不備があるものなど、29件の不適切な事務処理が見られた。

また、平成28年度の山梨県包括外部監査は「業務委託に関する事務の執行について」をテーマに実施され、契約の方法、金額等の問題などが指摘されており、その指摘内容が令和元年度の業務委託契約の事務処理に活かされているかについても確認することにより、地方自治法第150条の規定に基づき令和2年度から知事が行う内部統制の整備・運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

令和2年4月20日～令和3年2月1日

(2) 監査の着眼点

- ① 契約の方法、内容、金額、時期等は適切か。
- ② 単独随意契約の理由は適切か。
- ③ 履行確認は適切か。

(3) 実施方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調査の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象事務

令和元年度に行なった業務委託契約に係る事務

3 監査の結果

(1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行つた。

① 予定価格が10万円以上の単独随意契約がない場合は、実績金額の大きい順に5件までを抽出。

② 予定価格が10万円以上の単独随意契約がある場合は、予定価格が10万円以上の単独随意契約の実績金額の大きい順に先ず2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

令和元年度においては、214機関（本庁88機関、かい126機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

区分	件数	金額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	391	9,283,658,895
(2) (1)以外の契約	568	6,747,295,827
合計	959	16,030,954,722

※ 抽出調査を行なった重点事項調査の件数及び金額の集計値

(2) 業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において

次のとおり改善を要する事項が認められた。
 ① 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。

- ・業務計画書
- ・個人情報収扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
- ・情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

- ・履行期限の延長に係る理由を明示した書面
- ・契約書の記載内容等に不備があるもの。

- ・単価契約書の違約金条項の記載が単価契約用でないもの。
- ・違約金条項の記載が消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を元に違約金を算出する内容でないもの。

- ・必要な様式が契約書に添付されていないもの。
- ③ 長期継続契約の対象となる契約について、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行なわれないまま、単年度契約が行なっていたもの。

- ④ 前払をしている契約について、検査調査が作成されていないもの。
- ⑤ 見積書を徵していないもの。
- ⑥ 単独随意契約の理由の説明が不十分なもの。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

1 総括的意見

(1) 全般的な内部統制の充実・強化について

地方自治法の規定に基づく内部統制制度の整備・運用については、今年度の下期の定期監査から、リスク評価シートに記載されている財務事務に係る関係書類を試査により確認を行った。

今回の事例として、事務局を県の所管課が担う補助金等交付団体に關して、補助金を交付する県側の職員と交付される団体側の職員が同一である等、十分に内部統制が機能していないものがあった。

内部統制制度が始まって間もない状況ではあるが、リスクの分析・評価、実施体制や規程の整備、事務フローによるリスクの可視化など、継続的に点検や見直しが図り、より実効性のある効果的な内部統制の充実・強化に努められたい。

(2) 適正な給与事務の執行について

今年度の給与事務に係る監査結果は、指導事項が31件、注意事項が4件の合計35件であり、昨年度と比較し注意事項は減少したが、指導事項は増加している。

特に、週休日の振替に係る時間外勤務手当の支給誤りについては、これまでと同様に今年度も複数の実施機関で確認されている。これは、勤務状況システムが自動集計に対応していないことから、事業課が処理した週休日の振替に係る時間外勤務の実績を幹事課が確認して手入力しなければならないが、幹事課では事業課の誤りを確認することができないところに大きな要因がある。

事務処理ミスの防止に向けたチェックリスト等の作成、リスク評価シートへの記載、システムの改善など、効率的な事務処理方法を検討し適正な給与事務の執行に努められている。

2 重点事項に関する意見

(1) 単独随意契約事務の適正化に向けた取扱いの検討について

地方自治法上、一般競争入札が契約締結方法の原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り認められるが、財務規則及び運用通知により、単独随意契約とする場合には、その理由を支出負担行為伺いに適宜の説明を記載するか別に説明資料を添付することとされている。

今回の監査において、単独随意契約の理由の説明が不十分なものが見られ、記載方法の統一性もなかった。単独随意契約に該当するかは十分検証する必要があり、客観的に説明できる理由を記載されたい。

また、予定価格調査において、契約の相手方の見積書どおりの積算で作成しているものが多數あり、契約金額が妥当かどうかも判断できないものがあつた。過去の包括外部監査においても、競争により最も有利な価格を提示させることによっての

み契約金額の妥当性が担保されるものについて、単独随意契約を行うことは疑問を呈さざるを得ないととの意見がされている。単独随意契約は、割高な契約金額など不利な条件の契約締結までを許容したものでないため、同種の相場金額を調査するなど適正な契約金額であるか比較、検証しながら、契約事務に当たられたい。

審査機関においては、単独随意契約が妥当であるかを組織的にチェックし、妥当でないと判断したものは、競争入札や見積合わせを行うよう指導されたい。

制度所管課においては、単独随意契約の理由として必要な記載事項を例示した統一的な様式を作成し、周知されたい。また、検査分析機器等の保守点検業務においては、県内販売代理店が唯一の場合、製造業者発行の代理店証明書等を添付させるなどの取扱を検討されたい。

(2) 情報システムに係る業務委託契約の透明性の確保について

県業務の多くが情報システムを利用して実施されているが、情報システムの開発、構築業務を受注した業者に、以後の保守管理業務を単独随意契約で継続して発注している事例が数多く見られた。中には、単独随意契約の理由が不透明なものがあり、前述同様、契約の相手方の見積書どおりの積算で予定価格調査を作成しているものが多くあつた。情報システムに係る業務委託の内容や積算金額の妥当性の判断は専門的な知識が必要なため、全局的な指導機関としての情報システム管理部門の役割が重要となっている。

情報システム管理部門においては、情報システムの保守管理業務の標準的な積算単価基準表などを作成し、周知するなど実施機関の指導に当たられたい。

(3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策について

個人情報の保護及び情報セキュリティ対策は極めて重要な事項である。一度情報流出が発生すれば、県民に多大な不利益を与えることとなり、行政への信頼も損なわれる。

現行では、それぞれ基準が定められ、業務委託契約書の「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」により対策が講じられているが、特記事項の定めどおりに履行されていない事例が見られた。

実施機関においては、情報管理の重要性を再認識し、基準及び特記事項を遵守されたい。

制度所管課においては、基準及び特記事項の内容を再点検し、実効性のあるものとなるよう見直しを検討されたい。

令和2年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と合致しているか。

(2) ^{監査対象団体及び主な着眼点}

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。

- ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。

- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

- ・県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている

- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。

- ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。

- ・補助金等の目的が達成されているか。

- ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。

- ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。

- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の23団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（8団体）

公益財団法人 山梨県農業振興公社
公益財団法人 山梨県下水道公社

山梨県住宅供給公社

公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター

公益財団法人 山梨県職器移植推進財団

公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター

株式会社 山梨食肉流通センター

（2） 捐助金等交付団体（3団体）

山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】

学校法人 看護学園【山梨県看護師等養成所運営費補助金】（甲子看護専門学校運営費補助金）

やまなし県民文化祭実行委員会【やまなし県民文化祭開催費補助金】

（3） 公の施設管理団体（12団体）

アドレーン・共立・NITファシリティーズ共同事業体【県民文化ホール】

合同会社 丹青やまなし【リニア見学センター】

cowsiti.金川の森バートナース【森林公園金川の森】

株式会社 ハイジの村【フライゼンセンター】

株式会社 桔梗屋【富士湧水の里水族館】

株式会社 富士グリーンテック【御射使南公園】【飯田野球場】

（1） 富士川クラフトパーク（富士川観光センター含む）

別紙2のことである。

9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のことである。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていて、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 指摘事項 | 1 件 |
| (2) 指導事項 | 3 3 件 |
| (3) 注意事項 | 1 5 件 |

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

（1） 監査実施団体への意見

別紙2のことである。

笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ【笛吹川フルーツ公園】
アメニス山梨（桂川）グループ【桂川ウェルネスパーク】
山梨科学推進グループ【科学館】
SPS・桔梗屋・KIS 共同事業体【美術館・文学館・芸術の森公園】